



# 佐賀県公報

平成17年  
3月2日  
(水曜日)  
第12574号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

## 目次

### 告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 (九三・長寿社会課 一)
  - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (九四・障害福祉課 一)
  - 理容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法に基づく管理美容師資格認定講習会の指定 (九五・生活衛生課 二)
  - 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (九六・生産者支援課 二)
  - 平成十六年度地籍調査事業計画の変更 (九七・土地対策課 四)
  - 道路の区域の変更 (九八・道路課 四)
  - 道路の供用開始 (九九・" 五)
  - 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置の変更 (一〇〇・会計課 五)
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課 五)
  - 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課 六)
  - " " ( " 七)
  - 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課 八)
  - 選挙管理委員会事項
  - 政治団体の平成十五年分の収支に関する報告書の要旨の訂正 (公告 九)
  - 公安委員会事項 (公告 九)
  - 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (公告 九)

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第九十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

種別	名称	所在地	変更年月日
サービスの 福祉用具貸与	株式会社ハートウェル佐賀店	旧	鳥栖西新町字所熊一四 二二番地二〇九号 小城郡小城町宿二〇八 二番地三
		新	
			平成一七・二・一

### ●佐賀県告示第九十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

指定医師名	診療科目	診療場所	指定年月日
藤崎 大整	内科	唐津市栄町二五七六番地九 藤崎病院	平成一七・二・八
前田 健二	脳神経外科	佐賀市水ヶ江二丁目二番九号 佐賀県立病院好生館	"
中島 のぶよ	泌尿器科	佐賀市鍋島五丁目一番一号 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	"
馬渡 正明	整形外科	"	"
森本 忠嗣	"	佐賀市兵庫南三丁目八番一号 佐賀社会保険病院	"
深海 敦	内科	唐津市厳木町本山三八六番地一 宇都宮病院	"

渡邊 豊吉

”

唐津市松南町二一九番地二  
河畔病院

”

●佐賀県告示第九十五号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

一 主催者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田一郎

(二) 所在地

東京都港区虎ノ門一丁目二十六番五号

二 講習会の運営及び受講申込みの受け付けを行う支部の名称及び代表者の氏名

並びに所在地

(一) 名称及び代表者の氏名

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部

支部長 武藤佐久二

(二) 所在地

佐賀市白山一丁目二番十三号 諸永ビル三階

三 講習日程及び講習科目

四 講習会場の名称及び所在地

(一) 名称

佐賀県勤労者福祉会館二階会議室

(二) 所在地

佐賀市神野東二丁目六番十号

五 受講料

一人につき一万四千元

●佐賀県告示第九十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

日程	年月日	(九時三〇分～ 一二時三〇分)		(一三時三〇分～ 一六時三〇分)	
		講習科目	時間	講習科目	時間
第一日	平成一七・五・三〇	衛生管理	三時間	公衆衛生	三時間
第二日	平成一七・六・六	衛生管理	三時間	学 公衆衛生	三時間
第三日	平成一七・六・一三	衛生管理	三時間	衛生管理	三時間
合計		一八時間			

加入区名		発起人		漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合名	
住所	氏名				
諸富町加入区 佐賀郡諸富町大字為重一四九番地二	北村勝洋	諸富町漁業協同組合		諸富町漁業協同組合	
広江加入区 佐賀郡川副町大字小々森六〇一番地四	徳永重昭	広江漁業協同組合		広江漁業協同組合	
久保田町加入区 佐賀郡久保田町大字久富三三一番地	中尾清治	久保田町漁業協同組合		久保田町漁業協同組合	
福富町加入区 杵島郡白石町大字福富下分一〇六番地	草場淳吉	福富町漁業協同組合		福富町漁業協同組合	
太良加入区 藤津郡太良町大字伊福甲二〇二四番地	竹下元一	たら漁業協同組合		たら漁業協同組合	
浜崎加入区 唐津市浜玉町浜崎一五四九番地九	川上文伴	浜崎漁業協同組合		浜崎漁業協同組合	
唐津市加入区 唐津市湊町一七八番地	吉村博助	唐津市漁業協同組合		唐津市漁業協同組合	
唐津市加入区 唐津市佐志浜町四四〇〇番地一八	坂本安則	唐津市漁業協同組合		唐津市漁業協同組合	

  

加入区名		縦覧期間		縦覧場所	
加入区名	縦覧期間	縦覧場所	加入区名	縦覧期間	縦覧場所
屋形石加入区 唐津市屋形石三二九〇番地	平田芳弘	屋形石漁業協同組合	唐津市屋形石二八五七番地	坂本初男	屋形石漁業協同組合
加部島加入区 唐津市呼子町加部島一一五五番地	酒井英氣	加部島漁業協同組合	唐津市呼子町加部島三七三三番地	森清一	加部島漁業協同組合
外津加入区 東松浦郡玄海町大字今村四七三四番地二	尾崎正彦	外津漁業協同組合	東松浦郡玄海町大字今村四九六〇番地	上田次雄	外津漁業協同組合
高串加入区 唐津市肥前町田野甲三一四九番地	川口陽一郎	高串漁業協同組合	唐津市肥前町田野甲三〇五二番地	濱井喜代助	高串漁業協同組合
大浦浜加入区 唐津市肥前町大浦三三六番地一	濱部裕	大浦浜漁業協同組合	唐津市肥前町大浦三四一番地	濱部松一	大浦浜漁業協同組合
波多津加入区 伊万里市波多津町辻三三三五番地	篠崎喜久夫	波多津漁業協同組合	伊万里市波多津町辻四九九番地四七	橋口雄輔	波多津漁業協同組合

  

一二 指定漁船調書の縦覧		
加入区名	縦覧期間	縦覧場所
諸富町加入区	告示の日から起算して十五日間	諸富町漁業協同組合
広江加入区	"	広江漁業協同組合
久保田町加入区	"	久保田町漁業協同組合

福富町加入区	福富町漁業協同組合
太良加入区	たら漁業協同組合
浜崎加入区	浜崎漁業協同組合
唐津市加入区	唐津市漁業協同組合
屋形石加入区	屋形石漁業協同組合
加部島加入区	加部島漁業協同組合
外津加入区	外津漁業協同組合
高串加入区	高串漁業協同組合
大浦浜加入区	大浦浜漁業協同組合
波多津加入区	波多津漁業協同組合

●佐賀県告示第九十七号  
 平成十六年佐賀県告示第三百七十五号及び第六百三十五号で告示した平成十六年度地籍調査事業計画の一の調査を行う者の名称及び二の調査地域を次のとおり変更した。  
 平成十七年三月二日  
 佐賀県知事 古川 康

一 調査を行う者の名称  
 多久市、伊万里市、川副町、基山町、みやき町、上峰町、七山村、江北町及び白石町

二 調査地域  
 多久市北多久町大字多久原及び大字小侍並びに南多久町大字下多久及び大字長尾

道路の種類及び路線名	道路	変更前の別	幅員	延長
	区間	後	メートル	メートル
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本杉二三五三番七地先から三養基郡三根町大字西島字二本松二九五七番五地先まで	後	一三・〇	一三九・八
	三養基郡三根町大字西島字二本杉二三五三番七地先から三養基郡三根町大字西島字二本松二九五七番五地先まで	前	一〇・一	一三九・八

●佐賀県告示第九十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その区域を表示した図面は、平成十七年三月二日から平成十七年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十七年三月二日  
 佐賀県知事 古川 康

伊万里市大川町川西、駒鳴、立川、山口及び東田代  
 川副町大字小々森、大字鹿江及び大字犬井道  
 基山町大字園部  
 みやき町大字原古賀  
 上峰町大字堤  
 七山村大字荒川  
 江北町大字惣領分及び大字佐留志  
 白石町大字馬洗、大字堤、大字大渡、大字今泉、大字東郷、大字福吉、大字福田、大字廿治、大字遠江、大字深浦及び大字坂田

三養基郡三根町大字西島字二本杉二 三五三番七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二 九五七番五地先まで	一六・五 、 一〇・一	一五〇・九
--	-------------------	-------

●佐賀県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年三月二日から平成十七年四月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡三根町大字西島字二本杉二三三番 七地先から 三養基郡三根町大字西島字二本松二九五七番 五地先まで	平成一七・三・二

●佐賀県告示第百号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の住所及び売りさばき所の位置を変更した旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十七年三月二日

佐賀県知事 古川 康

肥前漁業協同組合 代表理事組合長 宮崎孝俊	住所 唐津市肥前町鶴牧一〇五番地先 地先	変更 後	変更 前	変更年月日 平成一七年一月一日
		変更 後	変更 前	

○公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年4月11日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。  
平成17年3月2日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年2月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フレンズ
- (2) 代表者の氏名 北村 颯
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9330番地1
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、不登校、引きこもり、非行等、学校や社会への不適応問題

を抱える子ども達に対して、訪問型教育支援に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年3月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスーパーセンター東与賀（本棟）

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉87番地1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

17,400平方メートル

(変更後)

16,390平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

敷地北側建物北側 249台

敷地北側建物西側 794台

敷地南側建物東側 86台

敷地南側建物西側 220台

別敷地平面駐車場 19台

合計 1,368台

(変更後)

敷地北側建物北側 249台

敷地北側建物西側 794台

敷地南側建物西側 308台

別敷地平面駐車場 19台

合計 1,370台

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

店舗周辺 255台

(変更後)

店舗周辺 285台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

敷地北側建物内北側 207平方メートル

敷地北側建物内北側 165平方メートル

敷地南側建物内東側 82平方メートル

合計 454平方メートル

(変更後)

敷地北側建物内北側 207平方メートル

敷地北側建物内北側 165平方メートル

敷地南側中央建物内東側(1) 30平方メートル

敷地南側中央建物内東側(2) 30平方メートル

敷地南側南建物内東側 54平方メートル

合計 486平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

敷地北側建物内北側 39立方メートル

<p>敷地北側建物内南側 65立方メートル 敷地南側建物内東側 15立方メートル 合計 119立方メートル (変更後)</p> <p>敷地北側建物内北側 39立方メートル 敷地北側建物内南側 65立方メートル 敷地南側中央建物内東側(1) 5立方メートル 敷地南側中央建物内東側(2) 5立方メートル 敷地南側南建物内東側 14立方メートル 合計 128立方メートル</p> <p>(3) 変更する年月日 平成17年4月21日</p> <p>2 届出年月日 平成17年2月7日</p> <p>3 関係書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成17年3月2日から 平成17年7月1日まで</p> <p>4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に提出してください。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条</p>	<p>第2項の規定により次のとおり届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。</p> <p>平成17年3月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイント三日月店・マックスバリュ三日月店 小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地</p> <p>(2) 変更しようとする事項</p> <p>ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(イ) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <tr> <td>荷さばき施設No. 1</td> <td>A棟西側</td> <td>49.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 2</td> <td>B棟東側</td> <td>15.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 3</td> <td>B棟東側</td> <td>25.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 4</td> <td>B棟東側</td> <td>25.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 5</td> <td>B棟東側</td> <td>70.4平方メートル</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>184.4平方メートル</td> </tr> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <tr> <td>荷さばき施設No. 1</td> <td>A棟東側</td> <td>54.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 2</td> <td>B棟東側</td> <td>15.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 3</td> <td>B棟東側</td> <td>25.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 4</td> <td>B棟東側</td> <td>25.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td>荷さばき施設No. 5</td> <td>B棟東側</td> <td>70.4平方メートル</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>189.4平方メートル</td> </tr> </table> <p>(イ) 廃棄物棟の保管施設の位置及び容量</p> <p>(変更前)</p>	荷さばき施設No. 1	A棟西側	49.0平方メートル	荷さばき施設No. 2	B棟東側	15.0平方メートル	荷さばき施設No. 3	B棟東側	25.0平方メートル	荷さばき施設No. 4	B棟東側	25.0平方メートル	荷さばき施設No. 5	B棟東側	70.4平方メートル	合計		184.4平方メートル	荷さばき施設No. 1	A棟東側	54.0平方メートル	荷さばき施設No. 2	B棟東側	15.0平方メートル	荷さばき施設No. 3	B棟東側	25.0平方メートル	荷さばき施設No. 4	B棟東側	25.0平方メートル	荷さばき施設No. 5	B棟東側	70.4平方メートル	合計		189.4平方メートル
荷さばき施設No. 1	A棟西側	49.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 2	B棟東側	15.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 3	B棟東側	25.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 4	B棟東側	25.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 5	B棟東側	70.4平方メートル																																			
合計		184.4平方メートル																																			
荷さばき施設No. 1	A棟東側	54.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 2	B棟東側	15.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 3	B棟東側	25.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 4	B棟東側	25.0平方メートル																																			
荷さばき施設No. 5	B棟東側	70.4平方メートル																																			
合計		189.4平方メートル																																			

<p>廃棄物保管施設No. 1 A棟内南側 9.6平方メートル                  廃棄物保管施設No. 2 B棟内東側 9.0平方メートル                  廃棄物保管施設No. 3 B棟内北側 11.2平方メートル                  廃棄物保管施設No. 4 B棟内北側 15.7平方メートル                  合計 45.5平方メートル                  (変更後)                  廃棄物保管施設No. 1 A棟内南側 12.0平方メートル                  廃棄物保管施設No. 2 B棟内東側 9.0平方メートル                  廃棄物保管施設No. 3 B棟内北側 11.2平方メートル                  廃棄物保管施設No. 4 B棟内北側 15.7平方メートル                  合計 47.9平方メートル</p>	<p>2 届出年月日                  平成17年1月4日                  3 関係書類の総覧                  (1) 総覧場所                  佐賀県農林水産商工本部商工課                  (2) 総覧期間                  平成17年3月2日から                  平成17年7月1日まで                  4 その他                  法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、総覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に提出してください。</p>										
<p>イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項                  荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯                  (変更前)                  荷さばき施設No. 1 午前9時から午後4時まで                  荷さばき施設No. 2 午前6時から午後1時まで                  荷さばき施設No. 3 午前6時から午後1時まで                  荷さばき施設No. 4 午前6時から午後11時まで                  荷さばき施設No. 5 午前6時から午後11時まで                  (変更後)                  荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで                  荷さばき施設No. 2 午前6時から午後1時まで                  荷さばき施設No. 3 午前6時から午後11時まで                  荷さばき施設No. 4 午前6時から午後11時まで                  荷さばき施設No. 5 午前6時から午後11時まで                  (3) 変更する年月日                  平成14年5月22日</p>	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。                  平成17年3月2日                  佐賀県知事 古 川 康</p> <table border="1" data-bbox="383 1137 574 2123"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>指 定 位 置</th> <th>指 定 年 月 日</th> <th>幅 員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>唐津市熊原町3173番7</td> <td>平成17年2月17日</td> <td>4.02~4.13</td> <td>48.46</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。</p>	指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	28	唐津市熊原町3173番7	平成17年2月17日	4.02~4.13	48.46
指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)							
28	唐津市熊原町3173番7	平成17年2月17日	4.02~4.13	48.46							



○ 警察訓練センター事業

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党佐賀県第一選挙区支部から平成17年2月1日に訂正の報告があったので、平成16年11月18日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成15年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成17年3月2日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の自由民主党佐賀県第一選挙区支部の項中「59,788,400」を「60,788,400」に、「4,014,217」を「5,014,217」に、「1,850,000」を「2,850,000」に、「22,445,000」を「23,445,000」に改め、1. 寄附の内訳の表の自由民主党佐賀県第一選挙区支部の項中

「	地域産業研究会	500,000	東京都港区	」
				を

「	地域産業研究会	500,000	東京都港区	」
	平成研究会	1,000,000	東京都千代田区	
				に改める。

○ 空気の浄化事業

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成17年3月2日

佐賀県公安委員会

委員長 藤 寛

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成17年5月20日（金曜日） 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成17年4月15日（金曜日） 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成17年5月11日（水曜日） 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁囃町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成17年6月15日（水曜日） 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの）2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先  
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活保安課（電話・代表0952-24-1111・内線3166）又は各警察署の生活安全課に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)